

平成30年度 松阪市地域防災計画等の主な修正概要

①「地区防災計画」の提案

沿岸部全地区で津波避難について今後検討をいただくにあたってのモデル地区として、今年度は西黒部・鵜の2地区における「地区津波避難計画」の取り組みを市と地域が連携して進め、本防災会議に提案します。

また、山間部では大河内地区において自治会単位で風水害・地震時の避難計画等が取りまとめられ、本防災会議に提案されます。

② 災害時要配慮者の避難支援体制・福祉避難所の体制整備

(1) 避難行動要支援者の避難支援体制

昨年度、避難行動要支援者の定義見直しを行い、「65歳以上のひとり暮らし」の要件を「75歳以上ひとり暮らし」に引き上げるなどの見直しを行いました。

今年度は新たな定義で避難行動要支援者名簿を作成したところ、2019年1月1日時点で約14,000人を避難行動要支援者として抽出したところです。また、今後は西黒部・鵜・大石の3地区をモデルとし、対象者に対して「避難行動要支援者名簿掲載通知書」とともに「あなたの情報の提供に関する同意確認書」を発送します。(3月発送予定)

発送後、同意者名簿を消防団及び自治会等へ提供し、平時も含め地域で避難行動要支援者に対し誰が助けにいくのかも含め、個別避難計画の作成を進めていきます。

(2) 福祉避難所の体制整備

平成30年8月に10法人18事業所と「災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定」を締結したほか、平成31年3月に、一般社団法人日本福祉用具供給協会と「災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定」を締結を予定しています。これらにより市内で災害が発生した際に、熊本地震等でも教訓となった福祉避難所の確保や、避難所等で不足することが考えられる車椅子や歩行器等の福祉用具等の調達等、迅速な要配慮者に対する支援体制を整備していきます。

③ 新たな洪水ハザードマップにおける退避先の見直し

改正水防法に基づき、国や県から想定最大規模の降雨により河川が氾濫した場合の浸水想定区域図が公表されています。それらに対応した避難方法等を住民に周知するため、今年度は雲出川水系・櫛田川水系の「洪水ハザードマップ」を作成しています。新たに公表された「家屋倒壊等氾濫想定区域」内にある退避先(指定緊急避難場所)については原則として指定しないこととし、今後洪水ハザードマップの周知と併せて住民への説明・啓発を行っていきます。

④ 津波避難困難地域への対応【南海トラフ地震防災対策推進計画】

五主町・松名瀬町(松世崎)に対し、津波避難タワーの整備を行っていきます。(平成31年度～平成33年度)